

# 広島市報

定期第1023号  
平成27年8月31日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 規 則

- 広島市ひろしま街づくりデザイン賞受賞者  
選考審議会規則の一部を改正する規則（第  
59号）……………4
- 広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部  
を改正する規則（第60号）……………4
- 土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定  
事務に関する規則の一部を改正する規則（  
第61号）……………4

### 告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス  
事業者及び指定地域密着型介護予防サービ  
ス事業者の指定……………4
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者  
及び指定介護予防サービス事業者の指定……………4
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者  
の指定……………5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に  
支援するための法律による指定自立支援医  
療機関（精神通院医療）の指定……………5
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物  
処分手数料の収納事務の委託……………5
- 路上駐車場の休止……………5
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
による特例措置を採ることができる精神科  
病院（特定病院）の認定……………6
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
による応急入院指定病院の指定……………6
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律  
による特例措置を採ることができる精神科  
病院の指定……………6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店  
舗の変更の届出 5件……………6
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 住居表示に関する法律による住居表示の変  
更……………11
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の廃止……………14
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰

- 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の指定……………14
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店  
舗の届出事項の変更の届出……………14
- 自転車等の所有権の取得……………15
- 公共下水道の供用開始……………15
- 公共下水道及び流域下水道の終末処理場に  
よる下水の処理開始……………15
- 介護保険法による指定居宅サービス事業及  
び指定介護予防サービス事業の廃止……………15
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業の  
廃止……………15
- 会計管理者の事務の一部委任……………16
- 開発行為に関する工事の完了……………16
- 出納員の事務の一部委任 2件……………16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の廃止……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の休止……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の指定辞退……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための医療を担当する  
機関の指定……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による指定医療機関の変更……………17
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人  
等及び特定配偶者の自立の支援に関する法  
律による医療扶助のための施術者の廃止……………18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の休止	18	区)	26
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定	18	○放置自転車等の撤去 (南区)	26
○自転車等の所有権の取得	18	○建築基準法による道路の位置の指定 (南区)	26
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託	18	○放置自転車等の撤去 (南区)	26
○農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた	19	○長期間駐車されていた自転車等の移動 (南区) 2件	26
○市営住宅の家賃の変更	19	○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更 (西区)	26
○放置自転車等の撤去 (中区)	22	○放置自転車等の撤去 (西区) 6件	26
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	22	○路線名等を定める法定外公共物の廃止 (西区)	27
○放置自転車等の撤去 (中区) 3件	22	○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安佐南区)	27
○長期間駐車されていた自転車の移動 (中区)	22	○屋外広告物法による屋外広告物の除却保管 (安佐南区)	27
○放置自転車等の撤去 (中区) 2件	22	○市街化区域内の水路の廃止 (安佐南区)	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	22	○道路の区域変更 (安佐南区)	28
○放置自転車等の撤去 (中区) 2件	22	○道路の供用開始 (安佐南区)	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	22	○建築基準法による道路の位置の指定 (安佐南区)	28
○放置自転車等の撤去 (中区) 2件	22	○イトーピア長楽寺町内会の告示事項の変更 (安佐南区)	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	23	○建築基準法による道路の位置の指定 (安佐南区)	28
○放置自転車等の撤去 (中区) 3件	23	○道路の区域変更 (安佐南区)	28
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	23	○道路の供用開始 (安佐南区)	29
○放置自転車等の撤去 (中区)	23	○市街化区域内の水路の廃止 (安佐南区)	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	23	○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安佐南区)	29
○放置自転車等の撤去 (中区)	23	○道路の区域変更 (安佐北区)	29
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (中区)	24	○道路の供用開始 (安佐北区)	29
○道路の区域変更 (東区)	24	○道路の区域変更 (安佐北区)	29
○道路の供用開始 (東区)	24	○道路の供用開始 (安佐北区)	30
○放置自転車等の撤去 (東区) 3件	24	○道路の区域変更 (安佐北区)	30
○観音原自治会の告示事項の変更 (東区)	24	○道路の供用開始 (安佐北区)	30
○サンヒルズ中山町内会の告示事項の変更 (東区)	24	○道路の区域変更 (安佐北区)	30
○ライブヒルズ未来町内会の告示事項の変更 (東区)	25	○道路の供用開始 (安佐北区)	31
○放置自転車の撤去 (東区)	25	○長期間駐車されていた自転車等の移動 (安佐北区)	31
○放置自転車等の撤去 (南区)	25	○放置自転車等の撤去 (安佐北区)	31
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (南区)	25	○区出納員の事務の一部委任の解除 (安佐北区)	31
○放置自転車等の撤去 (南区) 2件	25	○建築基準法による道路の位置の指定 (安佐北区)	31
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (南区)	25	○山田自治会の告示事項の変更 (安佐北区)	31
○放置自転車等の撤去 (南区) 2件	25	○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団	
○長期間駐車されていた自転車等の移動 (南			

体の認可（安佐北区）.....32

○道路の区域変更（安佐北区）.....32

○道路の供用開始（安佐北区）.....32

○道路の区域変更（安佐北区）.....32

○道路の供用開始（安佐北区）.....32

○道路の区域変更（安佐北区）.....33

○道路の供用開始（安佐北区）.....33

○道路の区域変更（安佐北区）.....33

○道路の供用開始（安佐北区）.....33

○道路の区域変更（安佐北区）.....33

○道路の供用開始（安佐北区）.....33

○道路の区域変更（安佐北区）.....34

○道路の供用開始（安佐北区）.....34

○道路の区域変更（安佐北区）.....34

○道路の供用開始（安佐北区）.....34

○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）.....34

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（安佐北区）.....34

○建築基準法による道路の位置の廃止（安佐北区）.....35

○放置自転車等の撤去（安佐北区）.....35

○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）.....35

○放置自転車の撤去（安芸区）.....35

○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....35

○建築基準法による道路の位置の廃止（安芸区）.....35

○放置自転車の撤去（安芸区）.....35

○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）.....35

○建築基準法による道路の位置の廃止（佐伯区）.....35

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....36

○建築基準法による道路の位置の指定（佐伯区）.....36

○放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件.....36

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....36

○住居表示の実施（佐伯区）.....36

○放置自転車等の撤去（佐伯区）.....36

○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）.....36

○都市公園の設置（佐伯区）.....37

○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（佐伯区）.....37

**区 告 示**

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）2件.....37

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令

による職権処理（佐伯区）.....37

**区 選 管 告 示**

○公職選挙法による小河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における開票事務（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における候補者1人の選挙運動費用の制限額（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....38

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....39

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票所の設置（安佐北区）.....39

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）.....39

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....39

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙において当選した者の住所及び氏名（安佐北区）.....39

**区選管委員長告示**

○平成27年7月22日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所（安佐北区）.....39

**教 委 規 則**

○広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....40

○広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則.....40

**教 委 告 示**

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....40

○広島市教育委員会議（臨時会）の開催.....40

監査公表

○包括外部監査の意見に対する対応結果の公表.....40

○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表.....42

規則

広島市規則第59号

平成27年7月31日

広島市ひろしま街づくりデザイン賞受賞者選考審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市ひろしま街づくりデザイン賞受賞者選考審議会規則の一部を改正する規則

広島市ひろしま街づくりデザイン賞受賞者選考審議会規則（平成25年広島市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第2項及び第3項中「委員」の右に「及び議事に関係のある臨時委員」を加え、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

附則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

広島市規則第60号

平成27年7月31日

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市土砂堆積等規制条例施行規則の一部を改正する規則

広島市土砂堆積等規制条例施行規則（平成16年広島市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第19号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第2項第7号中「第25条の10」を「第25条の18」に改める。

附則

この規則は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正す

る法律（平成27年法律第28号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第2項第7号の改正規定は、公布の日から施行する。

広島市規則第61号

平成27年7月31日

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

土地譲渡益の重課制度に係る優良宅地認定事務に関する規則（昭和53年広島市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロ」を「第13条の3第10項第2号ロ又は第21条の19第11項第2号ロ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

広島市告示第360号

平成27年7月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年7月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
有限会社サカコーポレーション	小規模多機能センター緑井	広島市安佐南区緑井七丁目5番11号	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
有限会社サカコーポレーション	グループホームガーデンの家	広島市安佐南区緑井七丁目5番11号	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第361号

平成27年7月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示し

ます。

指定年月日 平成27年7月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
富士メディカル株式会社	メリイヘルパーセンター八木	広島市安佐南区八木一丁目19番1号	訪問介護
富士メディカル株式会社	メリイヘルパーセンター八木	広島市安佐南区八木一丁目19番1号	介護予防訪問介護
株式会社IMA	介護サービスみさと	広島市佐伯区美の里一丁目3番19号	訪問介護
株式会社IMA	介護サービスみさと	広島市佐伯区美の里一丁目3番19号	介護予防訪問介護
医療法人社団林医院	ルネッサンス気ままデイサービス	広島市安佐北区亀山一丁目14番17-5号	通所介護
医療法人社団林医院	ルネッサンス気ままデイサービス	広島市安佐北区亀山一丁目14番17-5号	介護予防通所介護
社会福祉法人経山会	特別養護老人ホームこころ三清荘	広島市佐伯区石内北一丁目1番1号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第362号

平成27年7月1日

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成27年7月1日

広島市長 松井一實

事業者	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
森信建設株式会社	居宅介護支援事業所なでしこ	広島市中区富士見町15番23号	居宅介護支援
株式会社リアン	きらめきサポート	広島市東区戸坂くるめ木二丁目7番28号	居宅介護支援
富士メディカル株式会社	メリイケアプランセンター八木	広島市安佐南区八木一丁目19番1号	居宅介護支援
社会福祉法人信々会	くちた園居宅介護支援事業所	広島市安佐北区口田南一丁目9番8号	居宅介護支援

広島市告示第363号

平成27年7月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)として下記のとおり指定します。

広島市長 松井一實

記

名称	医療機関コード	所在地	指定の期間
心療内科クリニック リュミエール	0124659	広島市中区西白鳥町20番15号 メディカルプラザ西白鳥1F	平成27年7月1日～平成33年6月30日
エスマイル薬局 鉄道病院前店	0147910	広島市東区光町一丁目11番5号 1F	平成27年7月1日～平成33年6月30日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション 榎町	0290749	広島市中区榎町2番6号 住田ビル101号	平成27年7月1日～平成33年6月30日

広島市告示第364号

平成27年7月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の取納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社佐伯酒店	広島市中区大手町五丁目7番6号	代表取締役 佐伯 穰

2 委託した期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

広島市告示第365号

平成27年7月3日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営富士見町第四駐車場	7区画	平成27年7月16日(木)午前9時から同日午前12時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地における建物改修工事に伴